

タゴロート、ヘルト、フハンリ、エキセンブルグ、エン、ソー、ホルツ、リン、ス、兼、ハ、太、公、江、戸、の、政、廳、に、ま、く、て、德、威、共、に、高、く、威、力、隆、盛、お、る、

大日本國君殿下に謹て書を奉り微衷を表すこの書殿下の手に入りて無事安全の幸福を得たまはん事を冀ふ

一二百年前に高名ある烈祖權現家康より信牌を賜はり慶長神祖より御朱印を賜る己酉より同十四己酉年七月廿五日六

也我か國人貴國に航して交易をふす事を許さる爾りよ

り以來我か國の人貴國に於て待遇せらるゝこと淺からず

且甲比丹は年を期して自殿下に拜謁することを許さる古甲比丹江戸拜禮毎年なりとりに寛政二庚戌年より五年目へ

なり此に年を期してとり云ハ蓋し近代の事をさし五年目へ

りる其厚誼實に感すへ我も亦信義を以て此確乎たる恩

義に答へて彌貴國封内をして靜謐ならしめ庶民をして安

全からしめんと欲す然るに交易の事及び尋常の風説は拔

答非亞瓜島を哇島の府名なり元和五己未年和蘭といふ及ひ和

蘭領の亞西亞諸島を支配する頭役の者より告げ奉るを以

て今に至る迄兩君互に書を通ずる事あく兩國書を通すは

誤なり慶長十四己酉年七月廿五日同七壬子年十月神祖文  
より和蘭國へ御復書あり蓋和蘭歴世治平日少きを以て神祖  
献の徴するのみ且書を通すへき緊要のことあらざり  
に今爰に黙止すへからざる一大事起れり是全く兩國交易  
の事に拘はるに非ず貴國の關係する事あるを以て未然の  
患を憂ひて始て殿下に直奏する所あり冀くは此忠告に因  
て未然の患を免れ給へ  
一近年英吉利兵支那に嚴く戦争を爲せしことは我か國の船

年々長崎に至り呈する所の風説書にて既に知り給ふへい  
 威力ある支那帝脆く戦て利あらず歐羅巴の軍學に長せる  
 に辟易し終に和親を約す是よりして古來よりの政法錯亂  
 一海港五個所を開て歐羅巴の交易の地とあさむ  
 一其禍亂の原を尋るに今を距ること三十年前歐羅巴大亂平  
 治せし時諸民皆永く治平の化に浴せんことを願ふて時に  
 當りて古賢の教を奉する王は諸民の爲ふ多く商賈の道を  
 開て民蔓殖せりこれよりして器械を造るの術及び合離の  
 術萬物を分拆し或は集合のに因て種々の奇巧を發明し人  
 力を費さずして貨物を製むることを得たり是に於て諸國  
 に商賈延蔓して反て國財の乏しきに至る就中威力ある英  
 吉利は國力豊饒にして地勢宜きに適ひ民心巧智ありと雖

とも國財の乏しきを特に甚し故に商賈の正路に據らす速  
 小利潤を得んと欲し或は外國と爭論を爲すに至る此時に  
 當りて本國より力を盡して其爭論を助けて止さるに因て  
 國勢繁雜に及び國勢益窮すかくの如きことに因りて英吉  
 利の商人と支那の官人と爭論を開き兵亂を起せり支那に  
 ては戦甚利あらずして國人數千廣東に於て戦死し且數府  
 を奪はれ亂妨さるゝのみあらず數百万金を出して焚燒せ  
 財貨は償ふに至れり支那に於て阿片交易の事あり因りて  
 英吉利人の貨を燒きし事あり  
 支那より其償金を  
 一貴國も今亦かくの如き災害に罹んとす凡災害は倉卒に發  
 るものあり今よりして日本海に異國船の來ること古より  
 も多くしてこれか爲に其船兵と貴國の民と容易に爭端を

開くに至らん其争端よりして兵亂を起すへきこと心痛之  
至に堪へず殿下の高明のみ必其災害を避ることを知り給  
ふべし我も亦安寧の策あらん事を望む  
一殿下の聰明は千八百四十二年天保十三年貴國の八月十三  
日長崎奉行の前に於て甲比丹に讀み聞せし令書に因て明  
かあり

令書は壬寅七月甲比丹に申渡之書付前に在り爰に略す  
令書には異國船を厚遇すへき事を載せて詳ありと雖も恐  
くは未だ盡さる所あらん歟其令する所は唯難風に遭ひ  
或ハ食物薪水に乏しくして貴國海濱に漂着する船の處置  
を云ふのみ若厚誼を顯はす心に出て或は他の言はれあり

て貴國の海濱に來る船を處置する事を言はず若此等の船  
を暴味に追拂は、必争端を啓くへし凡争端は兵亂を起し  
兵亂ハ國の衰廢を招く二百餘年來我か國の人貴國に在留  
するの恩惠を謝せんか爲に貴國をして此災害を免れしめ  
ん事我か希ふ所也古賢の言に曰無難あらんと欲せは危險  
に臨むこと勿れ平穩あらんと欲せは紛冗を致すこと勿れ  
一謹て古今の時勢を通考するに天下の民は速に相親む者に  
して其相親む勢は人力の能く防く所に非ず蒸氣船用火氣を  
風向に拘らず自由に進退する船ストムを發見せしより  
ホトトと云文化四丁卯年に創造ストムを發見せしより  
以來各國相距ること遠きも猶近國に異あらずかくの如く  
各國好を通するの時よ當て獨國を鎖して万國に相親まさ  
るは人の惡む所あり今歴代の法に異國人と交を結ふこと

を嚴禁せられしは歐羅巴洲中遍く知る所ありヲヲエウ  
人名を知らずん日知者位に在て能く治平を保護するを是を至  
智といふ故に貴國古來よりの法を固く遵守して反て亂を  
醸さは其禁を弛むるは智者の常經のみ是殿下に丁寧忠  
告する所あり冀くは幸福ある日本國をして兵亂の爲に衰  
廢せさらしめんか爲に異國人を嚴禁するの法を弛めよ是  
全く誠意に出る所にして自國の利を謀るに非ず凡平和は  
只懇に好を通するにあり懇に好を通するは交易に在る事  
を叡智を以て熟慮せられん事を願ふ

一殿下この緊要ある事に就て我か言ふ處を用ひ給はんと欲  
せは親筆を賜はるへし然者又昵近の臣を貴國に遣はさん  
この書には槩略を擧る故に詳ある事は我か昵近の臣に問

ひ給ふへし

一我は遠く隔りたる貴國の幸福及ひ治平を謀るか爲に甚心  
痛に堪へず恐くは争端を開んことを前知するを以て四箇  
年以前に讓位せし一在位二十八年ある我父微爾烈謨第一世  
王を我方に招くに至る殿下も亦此事を熟慮せは我と憂勞  
を同ふし給ふへきこと明かり微爾烈謨第一世は安永元年壬辰年に生れ文化十癸酉年和  
關國を興復し同十二年乙亥年王位に封せられ天保十一此書  
庚子年今王に位を讓り同十四丁卯年卒せられ壽七十一  
簡を贈るに軍艦を以てするは殿下の答書を得んことを望  
むか爲のみ又我か肖像を呈するは懇切ある信義を顯はさ  
んか爲のみ其餘別幅に録せる献貢の品は不腆といへども  
我封内の盛に行はるゝ學術によりて致す所にして我邦の  
年來恩遇を受けしを聊謝し奉らんか爲あり

一殿下の高名ある名を以て治世永く福德圓滿ならしめ神徳によりて殿下も亦福德圓滿にして大日本國萬々歳天幸を得て静謐敦睦あらん事を欲す

即位よりして四箇年歴數千八百四十四年二月十三日天保十四卯年十二月廿一日當ル瓦刺汾法瓦の王城に於て書す

微爾烈謨

外國の事を司る大臣の官名 瑪陀

天文方見習兼御書物奉行

澁川六藏譯

日本國王殿下に和蘭國王より奉獻する貢物目錄

一和蘭國王姿畫 但身之丈正寫りに全像を附和蘭國高名之畫工ハナチルヘルスト名人の筆 一枚

- 一水晶大燭臺但五方に火燈り候様に拵有之 二本
- 一大花生但造花添有之 一
- 一六挺込短筒但一箱入 一揃
- 一カラヘイン筒但短筒の一種の名一箱入 一挺
- 一新刊地圖 但歐羅巴州諸國の圖集有之 一枚
- 一同大 但和蘭領分東印度の圖有之 一枚
- 一シユリナーメ 人道中記 一册
- 一和蘭國領分東印度風土記 三册
- 一東印度草木之繪 二册
- 一瓜哇草木之繪圖 三册
- 一日本草木之繪圖 一册
- 一同獸類之繪圖 四册

- 一 星學に拘りし地理書 二冊
- 一 地理書 一冊
- 一 星學書 二冊
- 一 天文書 五冊
- 一 テカラフ名星學書 一冊
- 一 ハンカタン名星學書 一冊
- 一 總世界之風土記 一冊
- 一 萬物之說錄 一冊
- 一 サテルニス星輪之說錄 一冊
- 一 コンケノ彗星說錄 一冊
- 一 星學稽古書 一冊
- 一 ハルレイノ彗星說錄 一冊

- 一 天文書 一冊
- 一 彗星觀察之書 一冊
- 一 萬物之說錄 一冊

長崎奉行此國書ヲ收手シ武州江戸ニ遞送ス此船同港内ニ滯泊スルヲ數月未タ幕議ノ決ヲ得スシテ遂ニ拔錨シ去ル

翌弘化二乙巳年六月ニ至リ左之書翰ヲ和蘭政府ヘ送ラル

和蘭國執政へ御書翰並別幅甲比丹に御諭書

久世大和守  
内藤紀伊守

青山大膳亮  
 林 大學頭  
 稻生出羽守  
 遠山左衛門尉  
 鍋島内匠頭  
 石河土佐守  
 松平河内守  
 久須美佐渡守  
 平賀三五郎  
 松平式部少輔  
 石谷鐵之丞  
 山口内匠

去年阿蘭陀國王より書翰指越候に付別紙之通今度各々彼  
 國重役の書翰可指遣候右者最前存寄相尋候節銘々見込之  
 趣被申聞候義に付爲心得寫相添此段相達候事

甲比丹に諭書寫

我國往古より海外に通問する諸國少からざりしに四海泰  
 平に治り法則や、備り朝鮮琉球の外は信を通する事なく  
 貴國と支那は年久く通商するといへども信を通するには  
 あらず然て去秋貴國王より書簡を差越し候といへども厚  
 意にめて、夫か爲に答ふれば信を通する事にして祖宗の  
 嚴禁を侵す是我か私に非ず故に返簡の沙汰に及ひ難し然  
 りといへども多年通商の好みを忘れず至誠の致す所悦喜  
 これに過す其懇志の程いさゝか會釋に及はされは禮節を

失ひ且誠意にもとる依之其重役へ書を贈りて其厚を謝せ  
又品々贈り越せしといへとも返簡に及はざる上は請納め  
かたし然とも厚意の難默止むへにその意に任せて納めと  
む就ては是よりも會釋して國産の品々贈り遣せ也然れ  
は後來必しも書簡を差越事勿れ若その事ありとも封を開  
かすして返し遣すへし正に禮を失ふに似されとも何そ一  
時の故を以て祖宗歴世の法を變はへけんや爰を以て他日  
再ひ言を費す事あかれ此後書簡を相贈り候ても其返簡も  
固く無用たるへし此旨能く心得本國へ申傳ふへし

同年老中返簡

返復和蘭攝政大臣書翰

去歲七月貴國使价船齋

國王書翰到我肥前長崎港崎尹伊澤美作守受而達之江戸府  
我主親讀之

貴國王以二百年來通商之故遙有察我國之利害見忠告一事  
其言極爲懇欵且別見惠珍品若干種我主良用感荷理宜布報  
然今有不能然者我祖宗創業之際海外諸邦通信貿易固無一  
定及後議定通信之國通商之國通信限朝鮮琉球通商限  
貴國與支那外此則一切不許新爲交通  
貴國於我從來有通商無通信信與商又各別也今欲爲之布報  
則違碍祖法故俾臣等達此意  
公等稟之於

貴國王事似不恭然祖法之嚴如此所以不得已請諒之至見惠



禮物亦在所可辭而厚意所寓遐方送致倘并返納益涉不恭因  
今領受薄晉土宜數種以表報謝具錄別幅勿却幸甚抑祖宗一  
定嗣孫不可不遵後來往復幸見停或其不然雖至再三不能受  
幸勿為訝至於公等書翰亦準此不為報也但  
貴國通商則遵舊約勿替亦是慎守祖法耳幸稟之於國王雖則  
云爾至於  
國王忠告誠意則我主亦深感銘不敢疎外也因今俾臣等具陳  
言不盡意千萬諒察不備  
阿蘭陀國政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判  
牧野備前守忠雅判  
青山下野守忠良判

日本國老中

戶田山城守忠温判

弘化二年乙巳六月朔日

別幅

- 一貼金畫屏風住吉內記畫  
四季花鳥
  - 一撒金硯匣
  - 一描金書架
  - 一撒金文臺
  - 一撒金硯匣
  - 一撒金紙匣
  - 一撒金提合搯
- 右七品

塗箱 緞紫真田金具赤銅

一 華紋綸子

一 華紋紗綾

一 彩綾

一 彩龜綾

一 彩紬八丈縞也

各二十端宛 五品各桐白木箱 蕪

按スルニ西洋各國ノ軍艦我邦ニ到リシモノ絶テ聞カサル處先是文化五戊辰年八月英吉利國軍艦突至偽リ荷蘭國船ノ狀ヲ示シテ長崎港ニ入津シ蘭人二名ヲ捕ヘ以テ質トシ薪水ヲ乞フテ後忽焉トシテ去ル 千時 梟雄ヲ強國ヲ互故ニ

此等ノ舉此英國船長三十一間高水際ヨリ一丈舷ノ左右ニ二貫目計ノ大銃各二十三挺二段ニ備フ船尾船首各二挺共ニ合セテ五十挺内面ニ三十挺船尾ノ檣中央ノ檣ニ各六挺船首ノ檣ニ四挺ヲ備フ總計九十六挺是本船ニ備フル所ナリ剝船八艘アリ其大ナル者ニハ大銃六挺ヲ備ベ鐵砲ヲ左右間隙ナク並ヘ小ナル者ニハ短キ鐵砲ヲ左右ニ並フ是レ近古歐羅巴軍艦我邦ニ渡來スルノ初メニシテ時ニ港内狼狽騷擾甚タシ當時ノ全地奉行松平圖書頭憤懣ニ堪ヘス其艦ノ出港ヲ待チテ直チニ事實ヲ具述シ割腹シテ其指揮ノ失途ヲ謝ス此時松平肥前守モ同港邊海警衛ノ嚴備周到ナラサルニ坐セラレ逼塞ノ罰ニ處セラレタリ是ヨリ後久シク軍艦ノ入津スルヲ曾テナ

カリキ然ルニ弘化ノ歲荷蘭國軍艦ヲ以テ國書ヲ呈セシ  
ヨリ幕府邦内ノ人心動搖シ物議ヲ速クニ到ラシコトヲ  
憂慮シ密ニ其事ヲ秘シテ黎庶ニ知ラシメス又蘭學者ニ  
注視シテ傍議ノ紛起ナカラ令メントス然リト雖モ其事  
タル隠レナキヲ以テ潛カニ集議スルモノ頻々人心頗ル  
穩カナラスシテ殆ント防壓スル能ハス又此時ヨリ外國  
船ノ我國沿海ニ出沒スル一虛歲ナク竟ヒニ嘉永六癸丑  
年亞米利加國軍艦浦賀ニ入津シ其國書ヲ呈ス之ニ由テ  
邦内議論鼎沸シ海防ノ意見ヲ建議スル者陸續トシテ織  
ルカ如シ此時ニ至リ幕府モ亦祖法ノ守ル可ラサルヲ知  
悉シ砲臺ヲ築キ銃法ヲ改良ス於是更ニ大船製造禁止ノ  
令ヲ解ク

荷船之外大船製造停止之御法令候處只今之時勢大船御免  
被成候間作事方并船數共委細相同差圖可受之旨被 仰出  
候右様御制度御變通被遊候而も畢竟御祖宗之御遺志御繼  
述之思召より被 仰出候事ニ候間邪宗門御制禁等之義は  
彌以如先規相守取締向別而嚴重可被心得候

此令嘉永六癸丑年九月一度發布セシヨリ軍艦製造ノ説  
大ニ興リ邦内造船ノ術ニ向フ翌安政元甲寅年五月相州  
浦賀港ニ於テ英國船ニ模形シ長廿二間幅五間二本桅ノ  
船ヲ新造ス此前後薩摩國ニ於テ三桅帆前船二三隻ヲ打  
建又江戸ニテハ水府家ノ指南ニ循ヒテ起功シ越中島ニ  
於テ製造ス抑モ是時ヲ以テ造船之法歐米ノ制ニ倣フノ

嘴矢トス

是ヨリ前數年天保九年戊戌六月水戸烈公侍臣ニ命シ西洋之式ニ倣ヒ一軍艦ヲ造リ日立丸ト名ツケ以テ海防ノ用ニ備ントス長廿四間幅三丈八尺七寸然レモ其祖法ニ觸ル、ヲ以テ幕議之ヲ許サス僅ニ雛形ノミニシテ止ム當時青山延于記スル處ノ跋文アリ云

跋日立丸後

天保戊戌夏六月。我黃門公命。臣小納戸淺沼廣壽臣白須利和。據西洋戰艦圖式。造木樣一隻。長九尺濶二尺五寸。船傍穿銃眼數十。上設譙樓。建帆檣。其制精密堅緻。不異真船。二臣極力覃思。百有餘日而成。榜曰日立丸。譙樓旗幟之制。雜以本邦之制。畫葵

章。以爲徽號。異日我公倣此制。造大艦。欲以備海防之用。夫我常之地瀕海數十里。異舶出沒。萬一北虜來侵。本藩必當被衝突之患。幸賴公之深謀遠慮。戰艦有成。防禦無闕。闔國將受公之賜。姑書以爲左券云。是歲十一月晦。臣扈從管括青山延于拜手稽首敬書。

伊勢守下附

石河土佐守  
松平河内守  
堀織内郎  
竹内清太郎

覺

大船其外御製造方之義大要左之通可被相心得候大船之儀水戸殿家來申達雛形も出來候ニ付右之者引請製法被

仰付候積且浦賀表に於て此節造立被 仰付候御船之義  
も出來候上當地に取寄役見分致し是又數艘製造可被  
仰付候

一 蒸氣船は松平薩摩守家來江川太郎左衛門手に付先御試之  
爲壹艘造立被 仰付候間右出來之上ハ數艘可被 仰付候  
一 押送形御船之義是迄向井將監御預海船修行と唱候押送形  
壹艘之外無之外組にも一艘つ、製造御預被 仰付候積相  
達置候得共差向非常御備且大砲船打調練之ため堅實之御  
船早速製造被 仰付候間船形見込御鐵砲方打合早く取調  
申聞候様御船手に申渡候に付右申立之趣を以數艘製造可  
被 仰付候一体大船蒸氣船等出來候ハ、御手厚之義には  
候得共製造方等も大造之義に付明日にも相掛出來候共其

上乘馴候間合も急速相整申間敷夫迄更に御備船無之候而  
は如何にも御手薄之義に有之押送形は早速にも出來大砲  
打方も相成候趣に付先つ押送形に而堅材を以丈夫に打立  
差向御備ニ相成候様可被心得候

一 實製端船之義は當時松平土佐守小人中濱万次郎義異國よ  
り送越候節乘來り候船長崎表より取寄同所に罷在候船大  
工をも呼寄候間大船形に倣ひ製造可被取計候

一 内海御臺場附御船之義何れ右場所御備向引請之者可被  
仰付候間右之面より申立候次第も可有之哉に付船形等  
見込を以製造可被 仰付候

右之通大小御船向くと引合一時に御製造被 仰付候間其  
方共儀ハ諸手之御用都而引請相心得向と申談諸事差支之

義無之様厚勘辨いたし可被取計候且又惣体御船員數之義は海防掛り一同にも申談得と取調可被申聞候事

此時牧野備後守家來天文方手傳小野友五郎渡海ノ方法ヲ撰述シ渡海新編ト名ツケ政府ニ獻呈ス其大意ニ曰皇國は東洋に獨立し周圍海面に接して各所に天然の良港を具ふ是即舟楫を以て不通を濟ひ國家之利用を起すに適せり往古 崇神天皇の御宇舟楫を造らしめ不通を濟ひ利用を起し給ひしより近古に及んで漸次此道開け異邦に往來し互に貿易を爲すに至る然に我姦曲の商人等妄に遠洋に渡海し私利を貪り時として異邦人は國教を以て我愚民を感亂いたさせ自然國家に妨害あるを以て嚴令を下し堅

牢ある大船製造及ひ遠洋渡海を制禁せらる以來絶て遠洋渡海する者かく此時を期として廻船は地方に添て山岳を目的として廻船する風習とされり

地廻り回船は時として難風に遭ひ大洋に漂流せは素より渡海之術を辨へざる船子共方向を求るに由かく僥倖にて異邦人の手に助命の恩惠を受るの外あり是等を察して嚮に回船安乗録海路安心録渡海標的回船寶袋等の書籍あれ共元來一小冊子を以て渡海の詳悉を盡す能はず乍恐大猷院様 有徳院様御代に天文地理の學講究の義 台命被爲在日に増し諸藝相開け天文は終に交食の時間を過たす今時に至て渡海之方法を撰述して其用に供せんとす是即 台命の厚さに因る者にして感戴之至と奉存候 昔時

は見聞も稀ある異國船時、近海を通航いたし殊に亞墨利加軍艦浦賀着港以來御武備専ら御世話被爲在候内船艦之利用に起る者少く今般諸家へ大船造營御許容之旨被仰出公儀に於而海軍御擴張の御趣意を以て嚮に御軍艦御造營相成艦隊之基礎御創立被爲在候に付而は渡海之方法撰述仕度段昨丑年天文方足立左内を以て奉窺候處當寅二月中獻本之義は追而可被及御沙汰撰述之義不苦段被仰渡其以來丹精を盡し方向數理并弧度汎法等都而解義を詳明にして用表の元組撰述仕候此用表は舟行之諸數を併列して専ら簡易に用算の煩勞を省くを主とす其舟行の概略ハ出帆する地の經度と緯度の二數を原として遠く海岸を離れ望む所へ渡海せる者に

て其方法の概略ハ弧度汎法に述るか如し而して鐵路を確定せるハ諸曜の正行を測定して先ツ本船所在之緯度を算定し而して時刻の經歷に因て其經度を詳明にす此方法に因て渡海せる時は更に鐵路を失ふ事なく遠洋を往來し不通を濟ひ實に國家の利用を起す殊に海軍に在て其用擧て知るへからす此書大成の上は諸家の大船造營の向は勿論一般に渡海の方法教授被仰出候得は御趣意完全可仕奉存候

右は渡海新編の大意如斯御座候以上

安政元寅年十二月

小野友五郎

安政三丙辰年七月十七日伊勢守下附

三番頭

大船追々御製造被 仰出候に付而は組御番衆等運用并船中調練も可被 仰付候得共差向習練之ため昌平丸御船君澤形御船之内何れも順番を以拜借被 仰付候間其方共組之者共乗組近海乗試運用大砲調練且航海術迄も習熟可被致候尤天文方手附之者其時々乗組測量其外共爲致候管に付委細は御船製造掛り天文方可被談候

按スルニ我邦大船ノ製作久シク廢シテ詳カナラサル故製船ノ基礎タル龍骨ノ製ヲ悉サス隨テ肋材首後ノ材緊帶諸部ノ法ニ暗ラシ古來唯是等ノ主要造船師乗船者ト心ニ悟リ慣熟練磨ヲ以テ明悉スルニ止リ其眞理ヲ推究スルモノニ無之此故ニ其形狀ヲ變改シ其諸具ヲ更革ス

ルニ當リテハ茫乎トシテ自得ノ能ヲ缺ク之ニ由テ近日成ル所ノ諸船外面裝飾ハ徒ニ空シク洋法ニ擬スルト雖且船質脆弱或ハ速力遲鈍ニシテ實用ニ適セス殊ニ喫水ノ深淺重點ノ位置ヲ察セス幸ヒニシテ順風ヲ得ルハ快駛スルトモ少シク逆風ニ向ヒ怒濤ニ逢フハ船体簸揚シ宛カモ鞠ノ如ク高ク水上ニ擧ル船身上部重クシテ下部輕ク風浪毎トニ顛覆セントノ虞アルヲ免カレススレ良好ノ結果ヲ得サル所以ナリ當時其不便ヲ罵ル然レ且是ヨリ漸次製造スル者起ルニ到ル我以謂ヘラク今ヤ此一二ノ大船製造實際ニ率先シテ成セルカ故ニ敢テ其造法ノ備ハラサルヲ咎メス後來其製作ノ容易ナラサルヲ解了シ又一見シテ書ニ記スル能ハス口吻ノ言ヒ難キ



所ヲ氷解シ船舶改造ノ端緒ヲナセシハ我カ海軍ニ於テ  
其功豈ニ鮮少ナラン哉

海軍歴史卷之一

海軍歴史卷之二

下田港魯人遭難スクー子ル船新造

目錄

英國艦將ノ照會

豆相沿海ノ海嘯

魯人ノ造船我國人ヲ裨益ス

魯人大砲ヲ贈ル

大坂町奉行魯人ニ信牌ヲ與フ

魯人下田港ノ不安心ナルヲ言フ

戸田村魯艦修繕

魯艦沉没

魯人ト條約ヲ訂ス

魯人應接ノ事ヲ奏聞ス

本國諸友ヨリ魯艦士官ヘ贈ルノ書牘

海軍歴史卷之二

下田港魯人遭難スク一子ル船

新製ノ始末

安政前後歐洲ノ各國我邦ニ到リ交易和親ヲ望ムト虚歳ナシ  
 此際歐洲強國連衡シテ魯國ニ逼ル此故ヲ以テ英佛兩國軍艦  
 ヲ四方ニ派出シ魯國ノ船舶ヲ追捕セントス同元甲寅年七月  
 英國軍艦長崎ニ入津シ書ヲ全地鎮臺ヘ出シ其理由ヲ告ク此  
 文ヲ譯スルニ云ク

長崎ノ地長タル御奉行ヘ英吉利イルランドスコットラン  
 ド之總名ブリタニヤ女王ビクトリア之趣意ヲ以テ衆議一  
 致シテ彼ノ魯西亞ヨリ歐羅巴ヲ押領スル手段アルヲ以テ

歐羅巴ノ爲メ防禦セント欲シテ魯西亞國ニ此度軍ヲ發シ候事柄トモ告知セノ書面差上申候此段御承知可被下候此軍ニ付テハ前文ノ次第有之相始候事ニ候數多ノ軍勢既ニ合戦ニ差出申候魯西亞ノ諸勢策盡果不得止事其自己ノ湊ニ引返潜マリ居候

魯西亞國ノ諸衛數箇所手ニ入レ或ハ荒廢セシメ將又魯西亞ノ内トルコニ境界セシ所ニ於テハ即トルコニ魯西亞ノ軍勢入込候ニ付伐退候處散々ノ敗走ニテ退去ニ及候右之通ノ趣意ニ有之候間今般決議イタシ魯西亞ノ船若ハ勿論其退方ノ商館ニ至ルマテ手ニ入候歟滅却致シ候心得ニ候處魯西亞國ハ漸々其境界ヲ廣メサガレン舊名カラフ

トヲ今攻北蝦夷及蝦夷ノ千島ニモ及ホシ順テ日本ニモ志アル事ハ的ニ顯然ノ事ニ候

大ブリタニヤ女王ノ趣意ニテ海軍ノ大將トシテ私儀東方ノ海上ニ發軍ノ命有之即此一手ニ船勢只今此地ニ罷出猶右一件ノ爲メ外ニモ船勢出懸候義ニ候得ハ究メテ度々日本諸港へ參リ候義可有之勿論是ハ魯西亞ノ軍船或ハ右魯西亞奪取候船有之時ニ是ヲ防キ候爲ニ候勿論右等ノ爲メ御當國ノ湊へ罷出候儀モ有之候事ニテ大ブリタニヤ國ノミノ趣意ニモ無之同國一致候向キ一同ノ趣意ニ候此儀入御聞置候

右様ノ次第ニ付餘儀ナキ情合御酌合セ猶御奉行御勘考被下御當國湊等ニ此度ノ一件一味ノ者罷出候儀御免許御座

候様所希候

右之譯合ニ御座候間可然御合ニ都合能キ様相整ヘ万端御  
差圖被成下差支無之様相成當長崎港ハ勿論日本國領ノ港  
及ヒ其他ノ場所ヘ罷出候儀相叶候様仕度心願ニ御座候

ブリタニヤ女王ノ船ウ井ンセストル

曆數千八百五十四年第九月七日甲寅七月十五日

大將スコートベイナクト

ヤーナスライルレーキ

此譯文ニ據リテ見ルルハ歐魯雄ヲ争ヒ互ヒニ隙ニ投セ  
ントテ相窺フノ勢亮然タリ此後我邦港灣ニ抛錨スルノ  
所以ナリト知ルヘシ

安政元甲寅年十一月四日豆相駿地大ニ震ス此時魯國之軍艦  
フレガット、ダイヤナ號下田港ニ滯泊ス突然トシテ海嘯起リ  
港内之人家碎壞シ市中十八ヶ町大抵平原トナリ加之火ヲ失  
ス人口全員三千九百餘名此中八十五名死亡スルニ到ル魯艦  
モ亦此災害ヲ遁ル、ヲ得ス終ニ艦底暗礁ニ觸レ横タハリテ  
殆ント覆没セントス乗艦ノ全員働作甚タ勉メ幸ヒニ其沈没  
ヲ免カルト雖艦底大ニ損シ如何トモナス可ラス海嘯止ミ  
テ皆上陸シ艦ヲ港内ニ繫クヲ得タリ  
陸上モ此災厄ニ逢フテ幾ント無人之境タラントス故ニ魯人  
困難極マリ盡セリ此時ヤ其本國ニハ歐洲各國ト戰鬥アリ便  
宜ノ通ス可キ無クシカノミナラス英艦ノ各國諸港ヲ巡視シ  
魯艦ヲ攻撃セント爲スアリ悠ヤトシテ其便ヲ待ツヘキ時ニ